

5.1 技術評価項目

別紙－5

R 7 国道24号他道路照明施設維持補修工事

分類	評価項目	配点		
施工能力等	同種性の高い施工実績	4		
	当該工事と同じ工事種別の過去4年間の工事成績評定の平均点	4		
	表彰 (認定)	優良工事等施工者表彰	最大3	
		コンクリート構造物品質コンテスト表彰（企業）		
		下請企業表彰		
		近畿建設リサイクル表彰		
		インフラDX大賞（本省）		
		工事成績優秀企業認定		
		インフラDX認定		
		有用な新技術の活用		最大2
		現場従事技能者の配置		－
		ISO9000シリーズの認証取得		1
	地域内工事の実績	3		
	災害協定の締結	1		
	建設業事業継続計画（BCP）認定	1		
	災害活動に対する表彰・感謝状	最大2		
	社会条件に配慮した工事の実績	最大3		
	地域課題における独自の取り組み	最大2		
	競売入札妨害や建設業法違反等による減点			
	5.1.2 配置予定技術者の能力	監理（主任）技術者等としての同種工事の経験	3	
同種性の高い施工経験		3		
同種工事の経験についての工事成績評定点		5		
技術者表彰		2		
継続学習制度（CPD）		2		
		合計 40点		

分類	評価項目	配点
5.1.3 賃上げ評価	賃上げの実施を表明した企業等	3 3点

※減点により標準点（100点）を下回る場合は標準点とし、それ以下の減点は行わない。

分類	評価項目	配点
5.1.4 施工体制	施工体制確保の確実性	15
	品質確保の実効性	15 30点

5.1.1 企業の施工能力

別紙－5

受注者の責めにより提案された技術評価項目が履行されない場合は、契約違反行為に該当することから、指名停止等の措置を講じることがある。
共同企業体に関する評価対象の基準は「5.1.5 共同企業体に関する評価対象の基準」による。

評価項目	評価方法等	配点	申請 様式																
5.1.1.1 同種性の高い施工実績 「同種性が高い（企業）」	<p>【評価方法】 同種工事の実績においてLED道路照明器具（防犯灯を除く）を設置や交換（部品交換を除く）した工事の実績であれば4点。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コリンズ又は提出された資料により、工事内容及び数量等が確認ができる場合に限り加点する。 ・実績の記載は1件までとし、2件以上提出された場合は加点しない。 <p>【記載方法】 ・同種性の高い施工実績がある場合は、申請様式に実績を記載すること。</p> <p>【提出資料】 ・同種性の高い施工実績がコリンズ登録されている工事内容で確認できない場合は、工事内容が確認できる資料として、契約書（発注機関及び受注者双方の押印が確認できるもの。）、最終の数量明細書・図面等の必要な部分の写しを添付すること。</p>	4	様式 2																
5.1.1.2 当該工事と同じ工事種別の過去4年間の工事成績評定の平均点	<p>【評価方法】 令和2年度から令和5年度に元請として完成し、引渡しが完了した国土交通省近畿地方整備局発注工事（港湾空港関係を除く。）における当該工事と同じ工事種別の工事成績評定の平均点</p> <table> <tbody> <tr> <td>80点以上</td> <td>4.0点</td> </tr> <tr> <td>79点以上80点未満</td> <td>3.5点</td> </tr> <tr> <td>78点以上79点未満</td> <td>3.0点</td> </tr> <tr> <td>77点以上78点未満</td> <td>2.5点</td> </tr> <tr> <td>76点以上77点未満</td> <td>2.0点</td> </tr> <tr> <td>75点以上76点未満</td> <td>1.0点</td> </tr> <tr> <td>65点以上75点未満</td> <td>0点</td> </tr> <tr> <td>65点未満</td> <td>-5.0点</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・当該工事と同じ工事種別は、維持修繕工事とする。 ・令和2年度から令和5年度に該当工事がない場合は65点（評価は0点）とする。 <p>ただし、以下に該当する場合は以下のとおり評価する。 ・令和5年度の全ての工種を対象とし、調査基準価格を下回った価格で契約した工事の工事成績評定点が60点以上65点未満 -4点、60点未満 -8点とし、複数工事がある場合は、累積する。</p> <p>【提出資料】 ・不要</p>	80点以上	4.0点	79点以上80点未満	3.5点	78点以上79点未満	3.0点	77点以上78点未満	2.5点	76点以上77点未満	2.0点	75点以上76点未満	1.0点	65点以上75点未満	0点	65点未満	-5.0点	4	—
80点以上	4.0点																		
79点以上80点未満	3.5点																		
78点以上79点未満	3.0点																		
77点以上78点未満	2.5点																		
76点以上77点未満	2.0点																		
75点以上76点未満	1.0点																		
65点以上75点未満	0点																		
65点未満	-5.0点																		

評価項目		評価方法等	配点	申請様式
5.1.1.3 表彰 (認定)	優良工事等施工者表彰	<p>【評価方法】</p> <p>局長表彰 1.5点、事務所長表彰 1点</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年度に元請として完成し、引渡しが完了した国土交通省近畿地方整備局発注工事(港湾空港関係を除く。)における優良工事等施工者表彰を受けている場合に限り加点する。 優良工事等施工者表彰を複数受けている場合は累積しない。 当該工事と同じ工事種別（維持修繕工事）に限り加点する。 	最大 3 (複数ある場合は累積)	様式 5-1
	コンクリート構造物品質コンテスト表彰（企業）	<p>【評価方法】</p> <p>特別優秀賞 1.5点、優秀賞 1点、入賞 0.5点</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請書及び資料の提出期限の日までに、国土交通省近畿地方整備局発注の工事（港湾空港関係を除く。）におけるコンクリート構造物品質コンテスト表彰（企業）（表彰状に記載の年月日の翌日から1年以内のもの）を受けている場合に限り加点する。 コンクリート構造物品質コンテスト表彰（企業）を複数受けている場合は累積しない。 当該工事と同じ工事種別（維持修繕工事）に限り加点する。 		
	下請企業表彰	<p>【評価方法】</p> <p>表彰 1点</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請書及び資料の提出期限の日までに、下請として完成し、引渡しが完了した国土交通省近畿地方整備局発注の工事（港湾空港関係を除く。）における下請企業表彰（表彰状に記載の年月日の翌日から1年以内のもの）を受けている場合に限り加点する。 下請企業表彰を複数受けている場合は累積しない。 当該工事と同じ工事種別（維持修繕工事）に限り加点する。 		
	近畿建設リサイクル表彰	<p>【評価方法】</p> <p>大賞 1点、奨励賞 0.5点</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請書及び資料の提出期限の日までに、国土交通省近畿地方整備局の近畿建設リサイクル表彰（大賞・奨励賞）（表彰状に記載の年月日の翌日から1年以内のもの）を受けている場合に限り加点する。 近畿建設リサイクル表彰を複数受けている場合は累積しない。 		
	インフラDX大賞（本省）	<p>【評価方法】</p> <p>インフラDX大賞（本省） 工事・業務部門 国土交通大臣賞1.5点、優秀賞1点</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請書及び資料の提出期限の日までに、国土交通省のインフラDX大賞（工事・業務部門 国土交通大臣賞・優秀賞）（表彰状に記載の年月日の翌日から1年以内のもの）を受けている場合に限り加点する。 部門については、工事・業務部門を評価対象とし、地方公共団体等の取組部門、i-Construction推進コンソーシアム会員の取組部門は評価対象外とする。 近畿地方インフラDX大賞は、評価対象外とする。 インフラDX大賞（本省）を複数受けている場合は累積しない。 		
	工事成績優秀企業認定	<p>【評価方法】</p> <p>工事成績優秀企業認定（プラチナカード） 1.5点 工事成績優秀企業認定（ゴールドカード） 1点</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請書及び資料の提出期限の日時点で、国土交通省近畿地方整備局発注工事（港湾空港関係を除く。）における工事成績優秀企業として認定が有効な場合に限り加点する。 		
	インフラDX認定	<p>【評価方法】</p> <p>認定された翌年度から3年間 1点</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請書及び資料の提出期限の日までに、近畿地方整備局インフラDX認定委員会にて審議を行い、インフラDX認定されている場合に限り加点する。 認定後、年度毎の継続審査により、不適合等と判断された場合は加点しない。 		
		<p>【記載方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請様式に表彰名、工事名、表彰者及び表彰（認定）年月日を記載すること。 <p>【提出資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> 表彰状（認定証）の写し、又は、当該機関からの各種表彰を証明する資料を添付すること。 インフラDX認定について、継続認定の通知書は添付不要とする。 申請者が共同企業体の場合は各構成員も提出すること。 		

評価項目	評価方法等	配点	申請 様式
5.1.1.4 有用な新技術の活用	<p>【評価方法】 推奨技術、準推奨技術、評価促進技術、活用促進技術 1点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書及び資料の提出期限の日時点で、新技術情報提供システム（NETIS）登録技術のうち、有用な技術と位置付けられている技術を活用する場合に限り加点する。 ・複数位置付けられている場合でも1技術として評価する。 ・新技術を複数活用する場合は累積する。 ・特記仕様書において、発注者指定型（選択肢提示型を含む）として工法指定された新技術については、加点しない。 ・有用な新技術として提案された技術が、本工事で適用することが明らかに不適切な場合は加点しない。 <p>【記載方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新技術を活用する場合は、申請様式に活用する工種、活用する内容、技術名称及び登録番号を記載すること。 <p>【提出資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載した技術が有用な新技術とされていることがわかる資料を添付すること。 	最大 2 (複数ある場 合は累積)	様式 5-2

評価項目	評価方法等	配点	申請様式
5.1.1.6 現場従事技能者の配置	<p>【評価方法】 登録基幹技能者 2点、建設マスター 2点、現代の名工 2点、技能士(特級又は1級) 1点</p> <ul style="list-style-type: none"> 以下の工種に関係する登録基幹技能者（熟達した作業能力、現場を効率的にまとめるマネジメント能力及び豊富な知識を備え、国土交通大臣の登録を受けた講習を修了した技能者）、建設マスター（優秀施工者国土交通（建設）大臣顕彰者）、現代の名工（厚生労働大臣から卓越した技能者として表彰を受けた者）、特級又は1級技能士（各都道府県の職業開発能力協会が実施する技能検定に合格した人に与えられる国家資格の保有者）を配置する場合に限り加点する。 配置を求める対象工種は「〇〇工」 1人の技能者が複数の資格を記載した場合は、最も評価の高い資格を評価する。 1人の技能者が複数の資格を有している場合は累積しない。 等級区分が設定されている技能士（特級又は1級に限る）の場合で、級の明示がない場合は加点しない。 配置予定技術者及び現場代理人については現場従事技能者に含まないこと。 配置する工種等（工事数量総括表の工種、種別、細別）の記載が無い又は配置を求める対象工種以外の工種等（工事数量総括表の工種、種別、細別）を記載した場合は加点しない（工種のみ、工種・種別ののみの記載でも良いがその場合は、申請した工種又は種別の作業期間すべてにおいて従事させること）。 申請した工種等（工事数量総括表の工種、種別、細別）の作業期間すべてにおいて従事させること。なお、工事数量総括表に同一の工種等（工事数量総括表の工種、種別、細別）が複数ある場合は、申請した工種等（工事数量総括表の工種、種別、細別）の施工期間すべてにおいて従事させること。 同じ資格を保有する複数の技能者を記載した場合、評価は累積するが、記載した人数全員を申請した工種等（工事数量総括表の工種、種別、細別）の該当作業期間すべてにおいて従事させること。申請様式に工種のみ又は工種・種別ののみを記載した場合は、申請した工種又は種別の作業期間すべてにおいて従事させること。 現場従事技能者として評価の対象となる者は、雇用されている企業（下請企業を含む。）と直接的かつ恒常的な雇用関係（申請書及び資料の提出期限の日以前に3ヶ月以上の雇用関係）があるものとして、事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者であり、事業主（いわゆる「一人親方」等を含む。）又は事業の経営者は含まないこと。 <p>【記載方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現場従事技能者を配置する場合は、申請様式に配置する現場従事技能者毎に現場従事技能者の種類・職種、工事数量総括表に示す工種等（工事数量総括表の工種、種別、細別）を記載すること。 <p>【提出資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> 契約後、施工計画書提出時に資格内容が確認できる資料（表彰状・合格証書の写し、恒常的な雇用関係を証明する資料等）を提出すること。 	一	様式5-4
5.1.1.8 ISO9000シリーズの認証取得	<p>【評価方法】 下記①及び②に該当 1点</p> <ul style="list-style-type: none"> ①登録証が近畿地方整備局管内の本支店・営業所であること。 ②申請者と登録証の所在地が同じであること。 申請書及び資料の提出期限の日時点で、企業としてのISO9000シリーズ認証取得がある場合に限り加点する。 上記①②について、提出された登録証及び付属書で確認できない場合は加点しない。 <p>【提出資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> 認証を取得している場合は、認証の取得に係る登録証の写しを添付すること。 登録証の写しで認証を取得した所在地が確認できない場合は、所在地が確認できる付属書を添付すること。 申請者が共同企業体の場合は各構成員も提出すること。 	1	様式5-5

評価項目	評価方法等	配点	申請様式
5.1.1.9 地域内工事の実績	<p>【評価方法】</p> <p>当該工事と同じ市町村内の工事 3点 当該工事と同じ府県内の工事 1.5点</p> <p>・令和元年度以降に元請として完成し、申請書及び資料の提出期限の日までに引渡しが完了した当該工事実施市町村内（奈良市、生駒市、大和郡山市、天理市、大和高田市、橿原市、香芝市、葛城市、御所市、五條市、生駒郡斑鳩町、磯城郡川西町、磯城郡三宅町、磯城郡田原本町、生駒郡三郷町、北葛城郡王寺町のいづれかの市町）又は県内（奈良県）での工事実績がある場合に限り加点する。</p> <p>・建設工事（建築工事を除く）であること。</p> <p>・契約金額が500万円以上であること。</p> <p>・発注機関が国土交通省・他省庁・特殊法人等☆1・地方公共団体☆2・地方道路公社☆3・日本下水道事業団☆4の工事に限る。</p> <p>・甲型共同企業体構成員としての施工実績は、出資比率20%以上の場合のもの（地域JVの場合には出資比率10%以上のもの）に限る。ただし、乙型共同企業体構成員としての施工実績は、出資比率にかかわらず認める。</p> <p>・事業協同組合構成員の実績は認められない。</p> <p>・申請書及び資料の提出期限までに完成し、引渡しが完了する予定であった工事がコロナ通知に基づく一時中止等を行ったことにより、申請書及び資料の提出期限までに完成し、引渡しが完了していない場合においても実績として認める。ただし、コロナ通知に基づく一時中止等以降、新たな理由により工期を延期した場合、工事の完成、引渡しの完了まで実績として認めない。</p> <p>【記載方法】</p> <p>・地域内工事の実績がある場合は、申請様式に必要事項を記載すること。</p> <p>・同種工事の実績又は経験と重複して記載してもよい。ただし、同種工事の経験については今回申請者（合併、事業譲渡前の者を含む）の実績に限る。</p> <p>【提出資料】</p> <p>・記載した実績について下記①から④の事項が確認できる資料として、契約書（発注機関及び受注者双方の押印が確認できるもの。）、最終の数量明細書・図面等の必要な部分の写しを添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①工事名、工期、工事場所、契約金額、発注機関及び受注者が確認できるもの。 ②甲型共同企業体構成員としての施工実績の場合は、各社の出資比率が確認できるもの。 ③工期内に完成し、引渡しが完了した工事については、完成及び引渡し済みであることが確認できるもの。 ④合併、事業譲渡、社名変更等が確認できるもの。 <p>・ただし、コリンズに上記①から④すべてが確認できる内容が登録された工事については、コリンズ登録内容及び契約書等の写しの資料の提出は不要であるが、建設業許可番号（共同企業体構成員としての実績をあげる場合は、幹事社の建設業許可番号）及びコリンズ登録番号を記載すること。</p> <p>・コロナ通知に基づく一時中止等で工期の延期を行った工事の実績の場合は、工期を延期したことが確認できる資料（打合せ記録簿等）を添付すること。</p> <p>・申請者が共同企業体の場合は各構成員も提出すること。</p>	3	様式5-6

評価項目	評価方法等	配点	申請様式
5.1.1.10 災害協定の締結	<p>【評価方法】</p> <p>近畿地方整備局（事務所を含む）と締結 1点 地方公共団体（府県のみ）☆2又は他地方整備局（事務所を含む）と締結 0.5点</p> <p>・申請書及び資料の提出期限の日時点で、近畿地方整備局（事務所を含む）及び近畿地方整備局管内の府県（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）又は他地方整備局（事務所を含む）との災害協定の締結をしている場合に限り加点する。</p> <p>【提出資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害協定締結の覚書の写しを添付すること。 ・建設業協会等が締結した災害協定については、申請者が当該災害協定に基づいて災害活動に従事する者であることを確認できる証明書等を覚書の写しと併せて添付すること。 ・証明書には協定名が明示され、建設業協会等の押印があること、かつ、証明書に有効期間が明示されている場合は、申請書及び資料の提出期限の日が有効期間内であるか、もしくは有効期間の明示がない場合は申請書及び資料の提出期限の日から1年以内に発行したものであること。 ・申請者が共同企業体の場合は各構成員も提出すること。 	1	様式 5-7
5.1.1.11 建設業事業継続計画（BCP） 認定	<p>【評価方法】</p> <p>認定を受けている場合 1点</p> <p>・申請書及び資料の提出期限の日時点で、近畿地方整備局による建設業事業継続計画（BCP）認定を受けている場合に限り加点する。</p> <p>【提出資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定証の写しを添付すること。 ・申請者が共同企業体の場合は各構成員も提出すること。 	1	様式 5-8
5.1.1.12 災害活動に対する表彰・感謝状	<p>【評価方法】</p> <p>中央府省の大蔵又は地方支分部局の局長から授与 2点 上記以外の行政機関等（事務所、特殊法人等☆1、地方公共団体☆2、地方道路公社☆3、日本下水道事業団☆4）から授与 1点</p> <p>・令和4年度以降、申請書及び資料の提出期限の日までに、全国の行政機関等（中央府省の大蔵、地方支分部局の局長、事務所、特殊法人等、地方公共団体、地方道路公社、日本下水道事業団）から授与された災害活動に対する表彰・感謝状がある場合に限り加点する。 ・建設業協会等が全国の行政機関等から受けた災害活動に対しての表彰・感謝状も評価の対象とするが、申請者が当該表彰・感謝状に係る災害活動に従事したことが分かる証明等を確認できる場合に限り加点する。 ・下請け企業として取り組んだ災害活動についても加点する。 ・複数表彰がある場合は累積する。</p> <p>【記載方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表彰等がある場合は、申請様式に行政機関等の名称、表彰名等、表彰年月日、災害名等、活動内容等を記載すること。 <p>【提出資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害活動に対しての表彰・感謝状の写し又は当該機関からの表彰等を証明する資料を添付すること。 ・建設業協会等が全国の行政機関等から受けた災害活動は、申請者が災害活動に従事したことが確認できる証明書等を表彰・感謝状と併せて添付すること。 ・下請け企業として取り組んだ災害活動については、元請け企業が授与された表彰・感謝状の写しと併せて、災害活動を共に従事したことが確認できる資料を添付すること。 ・申請者が共同企業体の場合は、各構成員も提出すること。 	最大 2 (複数ある場合は累積)	様式 5-9

評価項目	評価方法等	配点	申請様式
5.1.1.13 社会条件に配慮した工事の実績	<p>【評価方法】</p> <p>履行証明書を発行した事務所と本工事の発注事務所が同じ場合は1件あたり1点 履行証明書を発行した事務所と本工事の発注事務所が別の場合は1件あたり0.5点</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請書及び資料の提出期限の日時点で、国土交通省近畿地方整備局発注の工事における「社会条件配慮工事履行証明書」が有効である場合に限り加点する。 「社会条件配慮工事履行証明書」の有効期間は工事成績評定通知日の当日から3年以内とする。 社会条件に配慮した工事の実績については、工事種別及び施工府県の別は問わない。 審査の結果、履行証明書の交付対象では無かった場合は加点しない。 複数実績がある場合は累積する。 実績評価の対象は最大3件とする。 <p>【提出資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> 近畿地方整備局が交付する履行証明書（申請書及び資料の提出期限日の時点で有効であるもの）の写しを添付すること。 申請者が共同企業体の場合は各構成員も提出すること。 	最大3 (複数ある場合は累積)	様式5-10
5.1.1.14 地域課題における独自の取り組み ・インターンシップ等の受け入れ実績	<p>【評価方法】</p> <p>インターンシップ等の受け入れ実績がある場合 年度毎に1点</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該工事の入札参加者が高等学校、中等教育学校（後期課程）、高等専門学校、専修学校、各種学校、高等技術専門校（職業能力開発校）、職業能力開発大学校（同短期大学校を含む）、特別支援学校（高等部）、大学（大学院、短期大学を含む）の教育機関に在学中の方を対象にインターンシップ等を受け入れた実績がある場合に限り加点する。 過去3年間（令和3年4月1日以降から当該工事の公告日まで）に受け入れ実績があれば評価する。 同じ年度内に複数の受け入れ実績がある場合は累積しない。ただし、異なる年度であれば累積する。 受け入れ日数、教育機関、場所及び参加人数は問わない。 <p>【記載方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> インターンシップ等の受け入れ実績がある場合は、申請様式に受け入れ期間、教育機関を記載すること。 <p>【提出資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> 受け入れ期間、教育機関及びインターンシップ等の受け入れ実績を証明できる資料を添付すること。 申請者が共同企業体の場合は各構成員も提出すること。 	最大2 (複数ある場合は累積)	様式5-11
最大25点			

競売入札妨害や建設業法違反等による減点	<p>【評価方法】</p> <p>指名停止：指名停止期間満了の翌日から指名停止期間の2倍の期間 (但し、指名停止期間が1ヶ月未満の場合は減点の期間を1ヶ月とする) - 2点</p> <p>文書注意：通知を受けた日から1ヶ月間 - 1点</p> <p>口頭注意：通知を受けた日から1ヶ月間 - 0.5点</p> <p>申請書及び資料の提出期限の日までに近畿地方整備局から指名停止、文書注意、口頭注意を受けた企業のうち、減点対象期間に該当する場合は減点する。</p> <p>複数ある場合は累積する。</p>	-	-
---------------------	--	---	---

☆1 特殊法人等とは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年11月27日法律第127号）」第2条第1項の政令で定める法人

☆2 地方公共団体とは、地方自治法第1条の3に規定する普通地方公共団体及び特別地方公共団体

☆3 地方道路公社とは、「地方道路公社法（昭和45年5月20日法律第82号）」に基づき設立された法人

☆4 日本下水道事業団とは、「日本下水道事業団法（昭和47年5月19日法律第42号）」に基づき設立された法人

5.1.2 配置予定技術者の能力

別紙－5

複数の候補者とする場合の評価方法は、配置予定技術者の評価点合計が最も低い者で評価する。

なお、同種工事の経験の記載は配置予定技術者1人につき1件までとしており、2件以上提出された場合、下記5.1.2.1～5.1.2.3については加点しない。

共同企業体に関する評価対象の基準は「5.1.5 共同企業体に関する評価対象の基準」による。

評価項目	評価方法等	配点	申請様式
5.1.2.1 同種工事の経験における監理技術者等としての施工経験	<p>【評価方法】</p> <p>国土交通省大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（いずれも港湾空港関係を除く）の工事 3点</p> <p>国土交通省（上記以外）・他省庁（上記以外）・特殊法人等☆1・地方公共団体（都道府県・政令市のみ）☆2・地方道路公社☆3・日本下水道事業団☆4の工事 1.5点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特例監理技術者、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者、現場代理人又は担当技術者として従事したことが確認できる場合に限り加点する。 ・現場代理人として従事した同種工事の経験の場合は、同種工事の経験として求める工事内容について携わる段階で、別紙-4「4.2.1 配置予定技術者の資格等」に記載している主任技術者を配置できる場合の国家資格等のいずれかを有していた場合に限り加点する。 ・監理技術者補佐又は担当技術者として従事した同種工事の経験の場合は、同種工事の経験として求める工事内容について携わる段階で、別紙-4「4.2.1 配置予定技術者の資格等」に記載している監理技術者を配置できる場合の国家資格等のいずれかを有していた場合に限り加点する。 ・同種工事の経験として記載した工事の工期に対して従事期間が短い場合については、明示した同種工事の経験の対象となる施工期間のすべてに従事していた場合に限り加点する。 ・経験として求める期間中に長期休暇を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を経験として評価する期間（期間は年単位とし、1年未満は切り捨てとする。）に加えることができる。 <p>【提出資料】</p> <p>別紙-4「4.2.2 配置予定技術者の工事経験」のとおり。</p>	3	様式3
5.1.2.2 同種性の高い施工経験 「同種性の高い（技術者）」	<p>【評価方法】</p> <p>同種工事の実績においてLED道路照明器具（防犯灯を除く）を設置や交換（部品交換を除く）した工事の経験であれば 3点。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特例監理技術者、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者、現場代理人又は担当技術者として従事したことが確認できる場合に限り加点する。 ・現場代理人として従事した同種工事の経験の場合は、同種工事の経験として求める工事内容について携わる段階で、別紙-4「4.2.1 配置予定技術者の資格等」に記載している主任技術者を配置できる場合の国家資格等のいずれかを有していた場合に限り加点する。 ・監理技術者補佐又は担当技術者として従事した同種工事の経験の場合は、同種工事の経験として求める工事内容について携わる段階で、別紙-4「4.2.1 配置予定技術者の資格等」に記載している監理技術者を配置できる場合の国家資格等のいずれかを有していた場合に限り加点する。 ・同種工事の経験として記載した工事の工期に対して従事期間が短い場合については、明示した同種工事の経験の対象となる施工期間のすべてに従事していた場合に限り加点する。 ・経験として求める期間中に長期休暇を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を経験として評価する期間（期間は年単位とし、1年未満は切り捨てとする。）に加えることができる。 <p>【記載方法】</p> <p>・同種性の高い施工経験がある場合は、申請様式に経験を記載すること。</p> <p>【提出資料】</p> <p>・同種性の高い施工経験がコリンズ登録されている工事内容で確認できない場合は、工事内容が確認できる資料として、契約書（発注機関及び受注者双方の押印が確認できるもの。）、最終の数量明細書・図面及び現場代理人等通知書等の必要な部分の写しを添付すること。</p>	3	様式3

評価項目	評価方法等	配点	申請様式														
5.1.2.3 同種工事の経験についての工事成績評定点	<p>【評価方法】 特例監理技術者、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者、現場代理人又は担当技術者として従事した同種工事の経験の工事成績評定点</p> <table> <tbody> <tr><td>80点以上</td><td>5.0点</td></tr> <tr><td>79点以上80点未満</td><td>4.0点</td></tr> <tr><td>78点以上79点未満</td><td>3.0点</td></tr> <tr><td>77点以上78点未満</td><td>2.5点</td></tr> <tr><td>76点以上77点未満</td><td>2.0点</td></tr> <tr><td>75点以上76点未満</td><td>1.0点</td></tr> <tr><td>75点未満</td><td>0点</td></tr> </tbody> </table> <p>「コロナ通知」に基づき一時中止等を行い、同種工事の経験の条件を満たした「申請書及び資料の提出期限までに完成し、引き渡しが完了する予定」であった工事の評価は、78点以上79点未満3点とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度以降に今回申請者（合併、事業譲渡前の者を含む）が元請として完成し、引渡しが完了した国土交通省大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（いずれも港湾空港関係を除く。）の工事である場合に限り加点する。 ・現場代理人として従事した同種工事の経験の場合は、同種工事の経験として求める工事内容について携わる段階で、別紙-4「4.2.1 配置予定技術者の資格等」に記載している主任技術者を配置できる場合の国家資格等のいずれかを有していた場合に限り加点する。 ・監理技術者補佐又は担当技術者として従事した同種工事の経験の場合は、同種工事の経験として求める工事内容について携わる段階で、別紙-4「4.2.1 配置予定技術者の資格等」に記載している監理技術者を配置できる場合の国家資格等のいずれかを有していた場合に限り加点する。 ・同種工事の経験として記載した工事の工期に対して従事期間が短い場合については、準備期間や後片付け期間、工場製作のみの期間を除く工期のすべてに従事していた場合に限り加点する。 ・経験として求める期間中に長期休暇を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を経験として評価する期間（期間は年単位とし、1年未満は切り捨てとする。）に加えることができる。 ・当該工事と同じ工事種別（維持修繕工事）に限り加点する。 <p>【提出資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（いずれも港湾空港関係を除く。）の工事である場合、工事成績評定通知書等の写し（コリソズの写しを除く。なお、発注機関が発行したものに限る）を添付すること。 	80点以上	5.0点	79点以上80点未満	4.0点	78点以上79点未満	3.0点	77点以上78点未満	2.5点	76点以上77点未満	2.0点	75点以上76点未満	1.0点	75点未満	0点	5	-
80点以上	5.0点																
79点以上80点未満	4.0点																
78点以上79点未満	3.0点																
77点以上78点未満	2.5点																
76点以上77点未満	2.0点																
75点以上76点未満	1.0点																
75点未満	0点																

評価項目	評価方法等	配点	申請様式
5.1.2.4 技術者表彰 優秀建設技術者（工事）表彰	<p>【評価方法】 局長表彰 1点、事務所長表彰 0.5点</p> <p>・令和4年度から令和5年度に元請として完成し、引渡しが完了した国土交通省近畿地方整備局発注工事（港湾空港関係を除く。）における表彰を受けている場合に限り加点する。 ・複数ある場合は累積するが、各年度で複数表彰を受けているものについては累積しない。 ・実績として求める期間中に長期休暇を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を実績として評価する期間（期間は年単位とし、1年未満は切り捨てとする。）に加えることができる。 ・当該工事と同じ工事種別（維持修繕工事）に限り加点する。</p> <p>【記載方法】 ・表彰がある場合は、申請様式に表彰名、工事名、表彰者及び表彰年月日を記載すること。</p> <p>【提出資料】 ・表彰状の写し、又は、当該機関からの各種表彰を証明する資料を添付すること。</p>	2	様式 5-12
5.1.2.5 継続学習制度（C P D）	<p>【評価方法】 推奨単位数以上の履修実績があれば 2点</p> <p>・各継続学習制度実施機関が設定している推奨単位数以上の履修実績がある場合に限り加点する。 ・推奨単位数を証明する場合に有効とする履修期間は下記のとおりとする。 5年間の推奨単位数の場合、平成30年度以降に履修した単位 4年間の推奨単位数の場合、令和元年度以降に履修した単位 3年間の推奨単位数の場合、令和2年度以降に履修した単位 2年間の推奨単位数の場合、令和3年度以降に履修した単位 1年間の推奨単位数の場合、令和4年度以降に履修した単位 ・実績として求める期間中に長期休暇を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を実績として評価する期間（期間は年単位とし、1年未満は切り捨てとする。）に加えることができる。</p> <p>【提出資料】 ・各継続学習制度実施機関が設定している推奨単位数以上を履修していることを証明する証明書を添付すること。</p>	2	様式 5-13

最大15点

☆1 特殊法人等とは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年11月27日法律第127号）」第2条第1項の政令で定める法人

☆2 地方公共団体とは、地方自治法第1条の3に規定する普通地方公共団体及び特別地方公共団体

☆3 地方道路公社とは、「地方道路公社法（昭和45年5月20日法律第82号）」に基づき設立された法人

☆4 日本下水道事業団とは、「日本下水道事業団法（昭和47年5月19日法律第42号）」に基づき設立された法人

5.1.3 賃上げ評価

別紙－5

評価項目	評価方法等	配点	申請 様式
5.1.3.1 賃上げの実施を表明した企業等	<p>【評価方法】 賃上げの実施を表明していれば 3点</p> <p>・大企業 <u>令和7年4月以降に開始する最初の事業年度または令和7年（暦年）</u>において、対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること。</p> <p>・中小企業等 <u>令和7年4月以降に開始する最初の事業年度または令和7年（暦年）</u>において、対前年度または前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること。</p> <p>【提出資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様式7-1の1又は様式7-1の2「従業員への賃金引上げ計画の表明書」を添付すること。 ・表明書は、写しでも良い。 ・中小企業等については、表明書と合わせて直近の事業年度の「法人税申告書別表1」を提出すること。 ・詳細は、様式7「賃上げの実施に関する評価」のとおり。 ・共同企業体が加点を受けるには、各構成員も提出すること。 	3	様式 7-1

5.1.4 施工体制（施工体制評価点）

評価項目	評価方法等		配点
施工体制確保の確実性	施工体制確保に対する懸念について、ヒアリング、資料により、その確実性を評価する。	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15
		工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5
		その他	0
品質確保の実効性	品質確保に対する懸念について、ヒアリング、資料により、その確実性を評価する。	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15
		工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5
		その他	0
		30点満点	

※予定価格が1千万円未満の場合は、施工体制評価点は与えない

5.1.5 共同企業体に関する評価対象の基準

評価項目	共同企業体（JV）の取り扱い（評価対象の基準）			
	単体で申請した際のJVでの実績		JVで申請した際の単体での実績 (異工種JV、特定JVは除く)	
	(甲型)	(乙型)		
企業の施工能力	同種性の高い施工実績	JVでの実績は出資比率20%以上の構成員であれば評価対象 (※1)	JVでの実績は施工を行った分担工事の実績であれば評価対象	様式2に記載した者の実績が評価対象
	国土交通省近畿地方整備局での当該工事と同じ工事種別の過去4年間の工事成績評定の平均点	JVでの実績は評価対象ではなく、単体での実績のみが平均点算出の対象	JVでの実績は評価対象ではなく、単体での実績のみが平均点算出の対象	単体での実績は評価対象ではなく、JV(本工事の申請者)での実績のみが平均点算出の対象 (※2)
	表彰（認定）	JVでの実績は評価対象ではなく、単体での実績のみが評価対象	JVでの実績は評価対象ではなく、単体での実績のみが評価対象	個々の構成員の累計後の加算点が最も低い者が評価対象 (※2)
	ISO9000シリーズ認証取得	—	—	
	地域内工事の実績	JVでの実績は出資比率20%以上の構成員であれば評価対象 (※1)	JVでの実績は評価対象	
	災害協定の締結の有無	—	—	
	建設業事業継続計画（BCP）認定の有無	—	—	
	災害活動に対する表彰・感謝状	JVでの実績は評価対象ではなく、単体のみの実績が評価対象	JVでの実績は評価対象ではなく、単体のみの実績が評価対象	個々の構成員の評価が最も低い者が評価対象 (※2)
	社会条件に配慮した工事の実績の有無	JVでの実績は評価対象ではなく、単体での実績のみが評価対象	JVでの実績は評価対象ではなく、単体での実績のみが評価対象	
配置予定技術者の能力	地域課題における独自の取り組み ・インターンシップ等の受け入れ実績の有無	JVでの実績は評価対象ではなく、単体での実績のみが評価対象	JVでの実績は評価対象ではなく、単体での実績のみが評価対象	
	競売入札妨害や建設業法違反等による減点	—	—	
	同種工事の経験における監理技術者等としての施工経験の有無			
	同種性の高い施工経験	JVでの実績は出資比率20%以上の構成員であれば評価対象 (※1)	JVでの実績は施工を行った分担工事の実績であれば評価対象	
	同種工事の経験についての工事成績評定点			様式3に記載した者が評価対象
技術者表彰	技術者表彰	JVでの実績は評価対象	JVでの実績は評価対象	
	継続学習制度（CPD）	—	—	

※1： 地域JVの実績の場合は、出資比率10%以上の構成員であれば評価対象

※2： 地域JVで申請した場合、様式2に記載した者を評価対象